

ブース (出店・サービス) 出展者選定委員会設置 (案)

第 1 条 設 置

令和 6 年度九州中学校体育大会開催県実行委員会（以下「実行委員会」という）がブース設置運営要項に基づき、設置するブースの出展者を選定するため、ブース出展者選定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第 2 条 委 員 および 役 員

委員会の委員は、開催県教育委員会、開催地教育委員会、開催県中学校体育連盟およびその他関係機関および団体の中から、実行委員会会長が委嘱し構成する。

- (1) 委員会に委員長 1 名、副委員長若干名を置く。
- (2) 委員長および副委員長は委員の互選により選出する。
- (3) 委員長は委員を代表し、会務を総括する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

第 3 条 役 割

委員会は次の役割を果たすものとする。

- (1) 出展者を選定する。
- (2) 各出展者の出展場所を調整し決定する。

第 4 条 会 議

委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員会の議長は委員長がこれにあたる。また、委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 条 事 務

委員会に関する事務は、実行委員会事務局において取り扱うものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から実施する。